

教育支援チーム (TNB58)

兵庫県教育委員会丹波教育事務所

熊本に地震 今も余震が続く！

4月14日、熊本に大地震が起きました。最初に震度7で「大きな地震が熊本に起きた」との認識でしたが、16日未明に再び震度7の地震が起こり、この地震が本震とされるなど、かつて経験したことのない状況となっています。長い期間、余震が続いたり、天候が悪くなったりと被害が広がり続けています。阪神・淡路大震災、中越大地震、東北大震災と20年の間に何度も大地震が日本を襲っています。兵庫県では阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、全国からの支援に報いるため、平成12年、被災した学校を教職員が支援する組織である「EARTH」が作られ、それ以降、全国の被災地域に派遣され活躍しています。今回も、4月19日から23日まで一次派遣として「EARTH」隊員が17名、派遣されました。4月25日から27日には二次派遣され、丹波地区の「EARTH」隊員も参加しています。

「EARTH」隊員の活動として、①避難している方々に自治組織をつくってもらうこと
②正確な情報共有ができる仕組みづくり（自治組織代表との定期ミーティング等）
③円滑な避難所運営ができ始めたら、教職員は学校再開に向けた児童生徒の登校準備を進めること ④学校（登校）再開により、児童生徒の居所確認や心のケアが勧められること、等を体系的に助言・支援しています。教職員が「EARTH」隊員としての活動で学校を留守にしますが、本県を代表してこのような活動をしていることに感謝し、周りの教職員で助け合える体制を築いていければと思います。

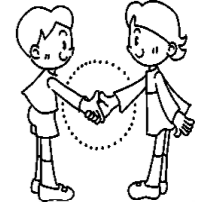
各学校でもPTAや児童会・生徒会主体での募金活動が進められています。今、自分に何ができるのか改めて振り返りたいものです。

地震に限らず災害はいつ、どこで起こるのか予測がつきません。丹波市も一昨年、洪水や土砂崩れに見舞われました。「丹波に災害が起きたら自分はどうする？」かを考えて、日頃からの対策もシミュレーションしていきたいものです。

丹波教育事務所 教育支援チームは、現在、丹波地区の各学校の訪問を実施しています。

「障害者差別解消法」が施行される！

4月1日から「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では各学校が障害者に「合理的配慮」が過度な負担にならない程度にいかに対応できるかがポイントになります。「合理的配慮」の観点について、今回のTNBで詳しく述べたいと思います。



観 点

①教育内容・方法

〈①-1〉教育内容

- ①-1-1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

〈①-2〉教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

〈②-1〉専門性のある指導体制の整備

〈②-2〉幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解、啓発を図るための配慮

〈②-3〉災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

〈③-1〉校内環境のバリアフリー化

〈③-2〉発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

〈③-3〉災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

※中教審初中分科会報告より

左記の「熊本地震」で②-3の災害時等の支援体制、③-3災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮に市町村や地区ごとに課題が残されています。

兵庫県は「県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」「県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」「不当な差別的取り扱い、合理的配慮の具体例」を施行しました。具体例では①物理的環境への配慮や人的支援の配慮 ②意思疎通の配慮 ③ルール、慣行の柔軟な変更の具体例が書かれています。今後、市町村や各学校での取り組みに反映されていくものと思います。